センノオト_イベント使用規約

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「当社」といいます。）は、九州電力株式会社より委託を受けた九州電力薩摩川内複合施設「センノオト」（以下「本施設」といいます。）の運営者として、本施設の所定の区画を一定時間占有して、イベントの開催を希望される方に対し、イベント使用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本施設をイベントのために使用することを希望する方（以下「パートナー」といいます。）は、本規約を確認し、その内容に同意したうえで、所定の手続きに従いパートナー活動登録（以下「活動登録」といいます）を行い、下記内容を遵守してご使用ください。

第１条　パートナー登録

１　薩摩川内市内(市外)にて活動する個人及び団体は、本施設をイベントの開催会場として使用することを希望する場合、本規約に従いパートナー登録を行うことで、イベントのための本施設の使用を行うことができます。但し、以下の各号のいずれかに該当する個人及び団体は登録をすることができません。なお、登録者以外の個人又は団体による利用はできません。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき
(2) 本施設の施設、附帯設備等を毀損するおそれがあるとき
(3) 本施設他の使用者の使用の支障となるおそれがあるとき
(4) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある個人及び団体又はこのおそれがある組織若しくは団体に加入している個人
(5) その他、当社が適当でないと判断した個人及び団体

２　活動登録は、イベントを実施する本人がこれを行うものとします。団体の場合は、団体の代表者が活動登録を行うことができます。法人格のない団体における代表者以外の方が、許可申請を行った場合、申請者が当該団体の代表者から本施設の利用に関する代理権を授権したものとみなされるものとします。

３　活動登録を行う個人又は団体の代表者が未成年の場合、当社所定の方法にて、保護者その他の法定代理人の同意を取得いただきます。

４　当社は、活動登録に際して、申請者の本人確認書類を確認させていただきます。申請者は、当社の別途定める方法に従って、本人確認書類を提示又は提出するものとします。

第２条　イベントの許可申請

1　本施設をイベント開催のために使用することを希望する個人又は団体は、当社の別途定める許可申請手続を行い、当社からの許可を得ることで、本施設内の所定の区画をイベントのために使用することができます。許可を得た個人又は団体以外の方よるご利用はできません。

2　本施設は、市民の皆様が主体となり地域の活性化や市民の交流促進を目的とした活動、広く市民等が参加できる活動を支援しており、原則として実施可能なイベントの内容に制限は設けないものとします。但し、以下の各号のいずれかに該当する活動は実施することができません。

(1) 特定の宗教のための活動
(2) 特定の政党・候補者を支援する活動や、選挙運動等の政治活動
(3) 大きな音や異臭など他の利用者の本施設利用を妨げるような活動
(4) 危険物の使用を伴う活動
(5) 特定の個人、団体などを誹謗、中傷する活動
(6) イベント参加者（以下「参加者」といいます。）、他の入館者の安全が確保できない活動
(7) 本施設、本施設の内装、備品等に破損が生じるおそれがある活動
(8) 法令、条例に違反する活動
(9) 公の施設で行うことになじまない活動
(10) 公序良俗に反する活動
(11) その他、運営者が適当でないと判断した活動

3　本施設で市民活動を実施するにあたっては、活動日、活動内容、活動スペース、必要備品その他実施に必要な事項について本施設における当社の担当者と事前協議の上決定し、その内容に従って実施してください。

4　当社は、本施設の運営及び秩序維持のため、許可の前後にかかわらず、正当な範囲において、活動内容の制限又は変更の指示を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5　パートナーは、イベントの開催につき、以下の各号に同意のうえこれを行うものとします。パートナーがこれらに違反したものと当社が判断した場合、当社は即時にイベントの中止を指示することができるものとします。

(1) パートナーが、イベントの予約、開催、連絡、イベント後の配送又は郵送その他の理由により、参加者から個人情報を取得して利用する場合、予め利用する個人情報の利用目的を提示のうえ取得し、当該目的以外のために個人情報を利用せず、事前に参加者の同意を得ない第三者への開示を行わず、漏洩その他の個人情報の流出が発生しないよう適切な個人情報の安全管理措置を行うものとします。
(2) 飲食物又は食品類を取り扱うイベントの開催を希望する場合など、イベントの開催又はこれに関連して関連法令上の許可、届出その他の手続対応が必要となる場合、パートナーは自らの責任により、管轄の保健所等の関係官庁にご相談の上、必要な手続きを行ったうえでイベントを実施するものとします。当社は、イベントの開催に関連する届出書の写し又は認可証等の関連書類の提示を求める場合がありますのでご了承ください。なお、当社は、個別のイベントに対し、関係し得る法令の範囲及び必要

な手続対応等の案内は致しかねますので、ご了承ください。

(3) イベントにおいて食品類を提供する場合、パートナーは自らの責任において、イベントの参加者に対するアレルギーチェック、安全衛生対策その他の措置を実施するものとします。

(4) 医療行為、身体に関する行為等、法令により資格を有する者のみが実施できる行為を含むイベントは、当該資格がある場合に限りイベントが可能です。

(5) イベントにおける広報又は周知活動において、虚偽や誇大表示は行ってはならず、市民又は参加者の方に誤解を生じさせるような案内又は活動は行わないものとします。

(6) アクティビティ・スポーツといった事故等のおそれがあるイベントを開催する場合、パートナーは、自らの責任により参加者その他関係者に事故等に起因した損害が生じる可能性を検討のうえ、保険契約の締結その他の予防又は補償のための措置を講じるものとします。

(7) イベントの内容につき、肖像権、知的財産権その他の第三者の権利等を侵害しない内容であることを保証するものとします。

(8) イベントの開催又は準備に関連して、参加者その他の関係者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。パートナーは、自らが開催するイベントにおける事故その他のトラブルの発生の可能性につき、参加者に対して十分に説明のうえ、自らその責任を負担するものとします。

(9) 本施設の貸出備品を破損した場合、活動登録を行った申請者がその賠償の責任を負担するものとします。取り扱いには十分に注意してください。

(10) 本施設内においては、印刷物・ポスター等を掲示することはできません。

第３条　本施設の使用に関して

１　当社は、本施設に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときは、入館を拒否することができます。なお、入館を拒否された場合、あらかじめ本施設の使用許可を得ていた場合であっても入館及び本施設の使用を行うことはできません。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者

(2) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがある者

(3) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者又はこのおそれがある組織若しくは団体に加入している者

(4) 感染性の疾病にり患している疑いのある者

(5) 前各号に掲げる者に準ずる者であって、本施設の正常な運営を妨げる行為をするおそれがある者

２　パートナーが本施設（設置物等を含む。）又は貸出備品等を破損又は汚損等した場合、当社は、パートナーに対して、その修理、代替品の購入等により生じた損害について損

害の賠償を求める場合がございます。なお、パートナーが団体である場合には、その代表者（法人格のない団体の場合は、活動登録を行った申請者。）として登録された者が責任を負うものとします

第４条 禁止事項

１　パートナー又はその関係者は、本施設において次に掲げる行為を行ってはならないものとします。当社は、以下の各号のいずれかに違反した者又これらの行為の停止若しくは防止のための指示に従わない者に対し、本施設からの退去を命ずることができます。なお、本施設の退去を命じられた場合、使用許可を得ていた場合においても本施設の使用をすることはできません。

(1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をすること。

(2) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼすおそれがある物又は動物を携帯すること。

(3) 施設、附帯設備、器具等を毀損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれがある行為をすること。

(4) 許可なく物品の宣伝、販売その他これらに類する行為をすること。

(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配付し、又は掲示すること。

(6) 所定の場所以外の場所で火気を使用し、飲食すること。

(7) 前各号に掲げる行為に準ずる行為であって、複合施設の正常な運営を妨げる行為をすること。

２　パートナーは、自ら又はその関係者をして、本施設の秩序又は運営を維持するための当社からの指示を遵守させるものとします。

第５条　ホームページ等への掲載

パートナーとして登録された個人又は団体は、当社からの求めに応じ、本施設のホームページへの掲載、ＳＮＳでの投稿にかかる文章、写真、動画、画像その他の著作物を提供するものとし、かつ、当該著作物を本施設のホームページに掲載すること又はＳＮＳに投稿することに関し、第三者の権利を侵害しないことを表明し、保証するものとします。

第６条　個人及び団体の情報の取り扱い

１　当社は、活動登録により取得する申請者（団体においては代表者）の氏名、住所、メールアドレス、ＳＮＳアカウント、電話番号等の個人情報を、次に掲げる目的の範囲で使用します。

(1) 本施設の予約の際の本人確認及び市民活動利用の際の本人確認のため

(2) 本施設の予約内容の通知・確認のため

(3) 本施設の管理運営のための連絡のため
(4) 申請により行う活動情報発信（イベントちらし等への掲載）を行うとき。
(5) その他、本施設の運営上に必要なとき

２　登録された個人及び団体の情報は、前項の目的以外には、法令、条例等の規定による場合を除き当該申請者の同意なしに利用及び第三者に開示・提供することはありません。但し、九州電力株式会社からイベントに関する情報提供の依頼があった場合は、必要な範囲で開示する場合があります。

３　登録された個人及び団体の情報は、九州電力株式会社をその取得主体として、九州電力株式会社から本施設の運営の委託を受けた当社（カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社）が、本施設の運営者として、法令に従い責任をもって管理いたします。

第７条　権利譲渡の禁止

パートナーは、本規約に基づく活動登録及び本施設の使用その他のイベントに関連するパートナーとして権利・義務又は地位を第三者に譲渡、若しくは担保に供し、又は引受けさせることはできません。

第８条　免責事項

１　パートナーは、本施設におけるイベントの実施を含む活動により、参加者その他の第三者に損害を与えた場合は、自らの責任によりこれを解決するものとします。イベントに起因する第三者への損害、事故、展示品、物品販売の商品、資料、現金等の貴重品、その他これらに類する物の盗難、紛失、損壊等による一切の損害について、当社は、責任を負いかねます。パートナーは、自らの責任と判断により、保険契約の締結その他の補償又は予防のための措置を講じるものとします。

２　本規約の定めに従い又は本施設の秩序維持のために、当社がパートナーに対し本施設の使用の許可しない又はこれを取り消したことに起因してパートナーに損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。

第９条　登録内容の変更

１　登録内容に変更がある場合は、変更が生じた日から１ヶ月以内に、本施設中央カウンターにて変更手続を行ってください。

２　変更手続は、登録者本人又は団体の代表者のみ行うことができます。手続の際は、本人確認書類のご提示をお願いいたします。但し、本施設が指定する委任状を持参した場合、団体の代表者以外の方でも変更手続を行うことができます。

第１０条　活動の中止及び活動登録の抹消

第２条に該当する活動を実施された場合及びその他本注意事項反して活動を行った場

において、本施設からの改善の指示に従わないときは、本施設は直ちに活動の中止をさせ、活動登録を抹消させていただきます。

第１１条　登録内容抹消の申出

１　活動登録の抹消を希望される場合は、中央カウンターにて登録抹消手続を行ってください。

２　抹消手続は、原則として団体の代表者が行うことができます。なお、法人格のない団体の代表者以外の方が、許可申請を行った場合、申請者を代表者とみなします。手続きの際は、本人確認書類のご提示をお願いいたします。

３　当社、抹消手続後、速やかに本施設のホームページその他の関連媒体から登録内容を抹消いたします。

第１２条　規約の変更

１　運営者は、以下の場合、本規約を変更することができるものとします。

(1) 本規約の変更が、本施設の利用者等の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、薩摩川内市川内文化ホール跡地利活用事業に関する協定書に定める目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、規約変更規定の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

２　前項の場合、指定管理者は、変更後の本規約の効力発生日の４週間までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を、本施設のホームページに掲載する方法により通知します。

第１３条　準拠法及び管轄等

本規約に関する紛争については、訴額に応じ東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。なお、調停を行う場合についても同様とします。

以上

制定日 令和６年６月１４日